

## 名古屋市障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業 Q & A

### <事業計画書について>

Q 1 事業計画書の「2 利用状況」について、在宅障害者（児）の緊急受入を実施又は緊急受入が可能でなければ、補助金申請できないのか。（どちらかに○を記載しなくてはならないのか。）

A 1 この補助事業は、障害者支援施設等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るための環境整備を支援するためのものです。在宅障害者（児）の緊急受入は補助の要件ではありません。

事業計画書の「2 利用状況」は今後の本市感染症対策に関して参考にお聞きするものです。

### <簡易陰圧装置について>

Q 2 設置場所は居室に限定されるのか。

A 2 設置場所は居室のみでなく静養室や医務室等（以下「居室等」という。）も補助対象となります。

Q 3 設置台数に上限はあるのか。

A 3 居室等1室あたり1台が限度ですが、施設全体の設置台数に上限はありません。ただし、複数台設置した場合でも補助基準額（上限額）は4,320千円となります。

Q 4 補助対象となる簡易陰圧装置に係る基準はあるか。

A 4 特に基準は設けていませんが、居室等を陰圧状態にできる適切な装置を設置してください。

なお、室内全体を対象としない陰圧ブースや陰圧テント等の設置に要する経費も対象となります。

Q 5 簡易陰圧装置の補助対象経費

A 5 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費や設置に係る附属工事請負費（ダクト工事等）が対象となります。

### <換気設備について>

Q 6 補助対象となる換気設備の設置に係る基準はあるか。

A 6 適切な換気を行うことができない部屋等（利用者や職員が利用する場所）に設置した場合に限り補助対象となります。

Q 7 既に設置している換気設備の改修は補助対象となるか。

A 7 老朽化等合理的な理由による改修は補助対象となります。単なる買い替えは補助対象外となります。